

議案第96号  
宝塚市口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について（資料）

1 改正の理由・経緯

市立口腔保健センターは老朽化が著しく、また耐震性が低いことから、移転を急ぐ必要があり、同センターにおける2つの機能（施設）のうち、診療所機能である市立歯科診療所は、健康センター内に移転し、令和4年4月1日から開設しています。

一方、相談機能や啓発機能を有する口腔保健相談センター（宝塚市歯科医師会事務所含む）は、現在も既存の建物内に残って業務を行っていますが、全機能を市内公共施設内に確保できるまでの間、民間施設（アピア3・2階）に移転し、令和4年12月1日から当面の間、移転先で事業を実施するため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、議決後速やかに賃貸借契約を締結し、内装工事の後、令和4年12月1日付の移転を予定しています。

2 改正の内容

口腔保健相談センターの移転に伴い、第2条第2項に規定する位置を次のように改めます。

（改正前）

宝塚市小浜2丁目1番30号

（改正後）

宝塚市逆瀬川1丁目13番1号

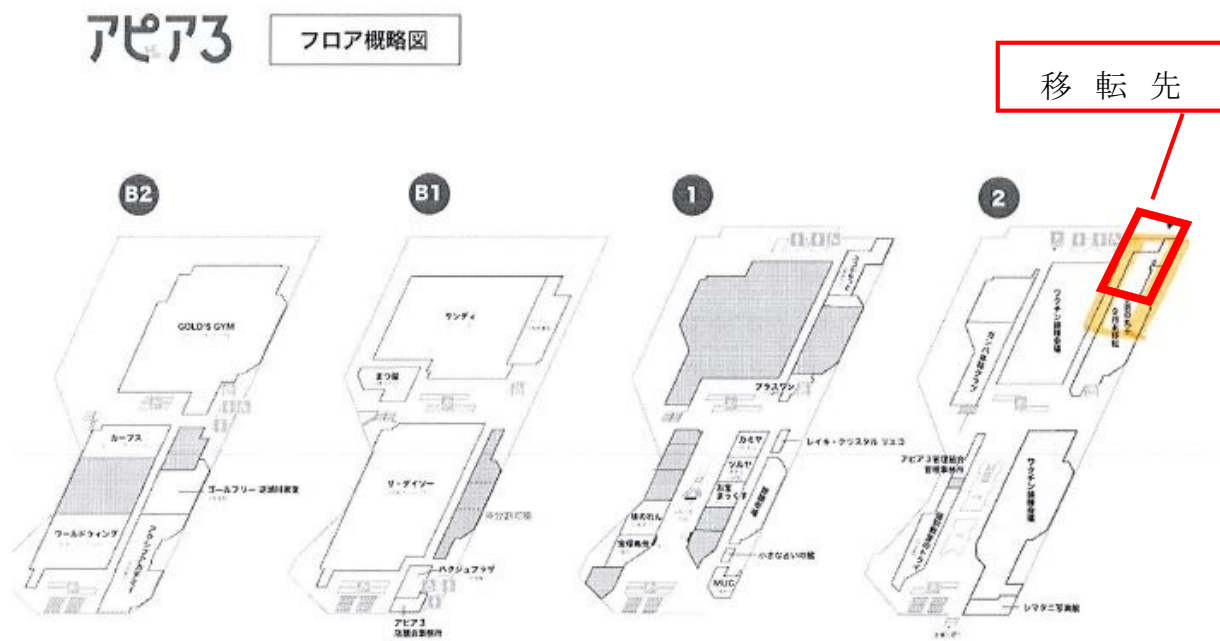
3 施行期日

令和4年12月1日

4 その他

現在使用している口腔保健センターの土地及び建物については、令和5年度以降に建物を除却のうえ、売却する予定です。

5 図面等



2 Fフロア (抜粋)

